

わたしの街で食べよう・泊まろう
『糸魚川元気応援券』事業 実施要領

令和2年5月

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による宴会や外食等の自粛は、飲食業及び宿泊業への影響が非常に大きく、そのサプライチェーン(卸売業、運輸業、農業・漁業等)にまで売上の減少が波及しています。

糸魚川市及び糸魚川経済団体連絡協議会では、こうした状況を憂慮し、感染防止対策を十分行った上で少しずつ経済活動を動かしていく必要があるとの考えから、県内や周辺市町村の感染状況等を慎重に検討し、市民限定で『糸魚川元気応援券』(以下「本券」といいます。)を発行することといたしました。

市民の皆さまには、引き続き感染防止対策を行った上で、本券を使って新型コロナウイルスの影響で経営に大きなダメージを受けている、市内の飲食店、宿泊、タクシー、運転代行、旅行業者を応援していただき、糸魚川に元気が取り戻せますようお願いしています。

2. 事業主体(主催)

本券事業は、糸魚川経済団体連絡協議会(糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会)が、糸魚川市から補助金を受けて実施します。

3. 本券の概要

- (1) 本券の発行総額は1億円です。1セット(以下「1冊」といいます。)5,000円分を2万冊。
- (2) 本券は、1冊5,000円分を2,500円で販売いたします。50%お得。
- (3) 本券は、市民(市内勤務者・通学者を含む。以下「市民」といいます。)及び市内に本社・本店がある企業、団体(以下「市内企業等」といいます。)に限定で販売いたします。

4. 本券が使える店、サービス

- (1) 本券は、次の業種等で決められたサービスに対して使用できます。

業種等	店舗等の例	受けられるサービス等
飲食サービス業	一般食堂、専門料理店、居酒屋、バー・ナイトクラブ、スナック、喫茶店など 注) 小売店内におけるイートインスペースは、対象としない	食事、飲食、飲食に伴うサービス、宴会など 注) テイクアウト(持ち帰り)、デリバリー(配達)も対象とする
タクシー、代行運転	タクシー、代行運転	タクシー乗車、タクシー代行、代行運転など
宿泊業	ホテル、ビジネスホテル、旅館、民宿など	宿泊(市民が市内の宿泊施設で宿泊するものに限る。)、食事、飲食
旅行業	旅行代理店	市内での宿泊、交通の手配、旅行券の発行(使用期間中に市内で使用するものに限る。)

注) 複数のサービスが一体となっているものについては、上記のサービス相当額についてのみ本券の使用対象となります。

例1) ゴルフプレー代(お食事付き)の場合は、ゴルフプレー代と食事代に分けて、食事代の部分について使用対象となります。

例2) 懇親会付の会合等の場合は、会場費と懇親会費用に分けて、懇親会費用の部分について使用対象となります。

5. 使用期間

- (1) 本券の使用期間は、(予定)令和2年7月1日(水)から令和2年9月30日(水)までとします。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況等により、使用開始日並びに使用期限が変更となることがあります。
- (3) 本券事業実施の目安

本券事業は、次のいずれにも該当する状態の場合に実施し、そうでない場合は使用を休止します。使用中止の状況によっては実施期間を延長することがあります。

- ① 緊急事態宣言が出されていないこと。または、緊急事態宣言が出されているが、新潟県において緩和された状態となっていて、かつ、新潟県知事による自粛要請が本券の対象となる業種等に対して出されていないこと。
- ② 市内及び近隣市町村において新型コロナウイルス感染者(以下「感染者」といいます。)が拡大する状態にないこと。ただし、感染者が市内及び近隣市町村で確認された場合は、一時使用を休止し、感染者の拡大の恐れがないことが確認された時点で使用を再開する。

6. 本券の販売

- (1) 本券は次の要領で市民及び企業等限定で販売します。
 - ① 本券の購入については、ハガキによる事前申込み方式とします。申込期限は、6月25日(木)まで(必着。消印有効ではありません)。
 - ② 本券の購入限度冊数は、市民は1世帯10冊(5万円分)まで、市内企業等も1企業等10冊(5万円分)までとします。
 - ③ 本券の購入を希望する人は、糸魚川市が発行するおしらせばん6月10日号に折込する本券の事業案内兼購入申込書(ハガキ)に必要事項を記入して、糸魚川元気応援券運営事務局(糸魚川商工会議所内、以下「運営事務局」といいます。)に郵送または持参して購入申込みをします。
 - ④ 運営事務局は、購入申込書ハガキを受付けた後、記載内容を確認し、申込締切日以降(6月30日を予定)、購入券を返送します。
申込希望が予定セットを上回った場合は、抽選または購入冊数の調整等により決定します。
 - ⑤ 購入券を受け取った人は、7月1日(水)～7月31日(金)までの間に、本券販売所に購入券を持参して本券を購入していただきます。本券販売所は、次の施設を予定しています。
 - ・糸魚川商工会議所 ・糸魚川タウンセンター(株)(ヒスイ王国館2階事務所)・糸魚川市商工観光課 ・糸魚川市民会館 ・能生商工会 ・マリンドリーム能生 ・青海町商工会 ・きらら青海
 - ⑥ 本券が使える店一覧は、糸魚川市おしらせばん6月25日号に折込して配布します。
 - ⑦ 7月31日までの販売期間終了後、販売残が出た場合は、対面販売により販売します(購入申込不要)。販売数量、販売日時、場所、販売方法は、糸魚川市おしらせばん8月25日号に掲載します。

7. 本券使用上の注意

- (1) 本券は、使用期間内の飲食代金等の支払いに使用できます。7月1日以前に飲食等した請求書等の支払いには使用できません。
- (2) 本券で支払いする場合、つり銭は出ません。
- (3) 換金性の高い、食事券等の購入、プリペイドカード、電子マネー等の購入には使用できません。

8. 参加店の募集

(1) 参加店の資格

- ・本券の参加店となることができる者は、次のいずれにも該当する事業者です。
 - ① 糸魚川市内に店舗、事業所等を有し事業活動を行う者
 - ② 新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施すること。
- ・上記の資格を満たす事業者であって、参加申込書兼誓約書を提出し運営事務局が参加店として認めたもの。
- ・参加する事業者には、【別記1】に掲げる事項を遵守することを誓約した上で参加申込みをしていただきます。

(2) 参加料等

- ・本券事業への参加料は無料です。
- ・本券回収券の換金における取扱手数料並びに振込手数料は不要です。全額、主催者で負担します。

(3) 参加店の申込み

- ・令和2年6月10日(水)までに最寄りの商工会議所、商工会へ参加店申込書兼誓約書を提出してください。ファクシミリも可。
- ・締切日(6月10日)以降でも、随時参加店になることができます。ただし、6月25日に発行する予定の参加店チラシに名前が掲載されませんのでご了承ください。参加店一覧は、随時、糸魚川商工会議所と糸魚川市のホームページに更新して掲載します。
- ・参加店案内、実施要領、参加申込書兼誓約書は、糸魚川商工会議所、能生商工会、青海町商工会及び糸魚川市商工観光課企業支援室に備えてあります。また、糸魚川商工会議所、糸魚川市ホームページからもダウンロードできます。

9. 参加店に対する注意事項

- (1) 商品販売、サービス等の商行為を経ない本券は換金いたしません。また、本券の不正使用、不正行為が発覚した場合は参加店資格を取り消しするとともに、回収券の換金をいたしません。
- (2) 本券を回収した場合は、直ちに裏書き(回収日、店名の記入。ゴム印等も可)をしてください。1度使用された本券を再度使用することはできません。
- (3) 本券ではつり銭を出す必要はありません。
- (4) 本券を購入した事業所(飲食店等)が、自店で使用することはできません。

10. 本券の換金と取扱い

- (1) 参加店が回収した本券については、次の要領で換金いたします。

- ① 回収した本券(以下、「回収券」という)は、【別記3】に記載する持込〆切日までに最寄りの商工会議所、商工会に換金請求書と共に提出してください。換金請求書用紙は後日、参加店に送付します。
- ② 商工会議所、商工会では、回収券の枚数を確認した上で受領書を交付します。後日、振込日に指定口座に銀行振込で支払いいたします。
- ③ 回収券は、必ず綴りから切り離し、100枚ごとに輪ゴムでとめて提出してください。ホチキスは使用しないでください。
- ④ 誤計算防止のため、回収券の持込みは持込締切日までに1回にまとめてご提出ください。

11. その他

- (1) 参加店チラシでは、店名を地域ごとに、五十音順で掲載します。
- (2) 店名記載に当たっては、100字以内のコメントやPR、お店の情報もご記入ください。地図情報もQRコードで掲載します。

(3) 本券事業の実施に合わせて、各店舗や同業組合等で本券を活用した共同企画やオリジナルサービスなどの実施をご検討いただければ幸いです。

【主催者、問合せ先】

糸魚川経済団体連絡協議会

糸魚川商工会議所 ☎025-552-1225 糸魚川市寺町 2-8-16

能生商工会 ☎025-566-2244 糸魚川市大字能生 1941-7

青海町商工会 ☎025-562-2352 糸魚川市大字寺地 2153

【別記1】 誓約事項

1. 私は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではありません。
2. 私は、本事業に参加するに当たり、暴力的な要求行為、法外な請求、脅迫、法律違反等、本事業の信用を損なうような行為はいたしません。また、主催者並びに糸魚川市、他の参加店に迷惑となる行為はいたしません。
3. 私は、本事業の実施可否等、運営事務局からの連絡を常に受け取られる状態としています(E-mail または FAX)。また、実施可否の連絡を受けた際には直ちにその指示に従います。
4. 私は、店内の感染防止対策を確実に実施すると共に【別記2】社員並びに顧客に感染者を出さないよう最大限努めます。万が一、私の店が原因で感染者を出した場合は、その時点で本券事業の全体を中止することとなり、主催者並びに糸魚川市、他の参加店に多大な損害を与えることを十分に認識して行います。また、そのような事態となった場合は店名等を公表されても異議はありません。
5. 私は、社員並びに顧客に感染者または感染が疑われる者が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡し、事後の指示を受けると共に真摯に対応いたします。
6. 私は、感染防止対策を行わずに営業をしていたこと、本券の使用に当たって不正行為があったこと、などが確認された場合は、本券事業の参加店資格を取り消されても異議ありません。

【別記2】 感染防止対策の例

◎店内の消毒の徹底 ◎従業員のマスク着用、手洗いの励行 ◎(お客様用の)消毒液の設置 ◎(お客様への)検温の実施 ◎飛沫防止シートの設置 ◎仕切り板等の設置 ◎お客様同士の距離をとる、離れて座ってもらう ◎対面ではなく横並びで座る

【別記3】 回収券の持込〆切日と振込日

回数	持込〆切日	振込日	受付窓口、時間
第1回換金	7/15(水)	7/27(月)	糸魚川商工会議所 能生商工会 青海町商工会 いずれも、平日の 午前9時～午後4時
第2回換金	7/29(水)	8/7(金)	
第3回換金	8/12(水)	8/21(金)	
第4回換金	8/26(水)	9/4(金)	
第5回換金	9/9(水)	9/18(金)	
第6回換金	9/23(水)	10/2(金)	
第7回換金	10/7(水)	10/16(金)	
第8回換金 (最終)	10/21(水)	10/30(金)	

注) 最終換金持込〆切日(10/21)を過ぎた場合は換金できなくなりますのでご注意ください。